

しそう森林王国いちのみや拠点施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第23号

しそう森林王国いちのみや拠点施設条例を廃止する条例

しそう森林王国いちのみや拠点施設条例（平成17年宍粟市条例第156号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。